

公立大学法人長野大学

令和4年度年度計画

令和4年12月一部変更



◆ 目 次

<重点取組事項> P1

第 1	年度計画の期間及び教育研究上の基本組織	P1
1	年度計画の期間 (P1)	
2	教育研究上の基本組織 (P1)	
第 2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	P2～P12
1	教育に関する目標を達成するための措置 (P2～P9)	
2	研究に関する目標を達成するための措置 (P9～P10)	
3	地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置 (P10～P11)	
4	国際交流に関する目標を達成するための措置 (P11～P12)	
第 3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	P12
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 (P12)	
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 (P12)	
3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (P12)	
4	事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (P12)	
第 4	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	P13～P14
1	安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置 (P13)	
2	自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (P14)	
3	経費削減に関する目標を達成するための措置 (P14)	
4	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (P14)	
第 5	自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置 . .	P14～P15
1	自己点検・評価に関する目標を達成するための措置 (P14～P15)	
2	情報公開の推進に関する目標を達成するための措置 (P15)	
第 6	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	P15～P16
1	社会的責任に関する目標を達成するための措置 (P15)	
2	施設設備の整備に関する目標を達成するための措置 (P15)	
3	安全管理に関する目標を達成するための措置 (P15)	
4	環境への配慮に関する目標を達成するための措置 (P16)	
第 7	予算、収支計画、資金計画	P16～P19
1	予算 (令和 4 年度) (P16～P17)	
2	収支計画 (令和 4 年度) (P18)	
3	資金計画 (令和 4 年度) (P19)	
第 8	短期借入金の限度額	P19
1	限度額 (P19)	
2	想定される理由 (P19)	
第 9	重要財産の処分 (譲渡・担保提供) 計画	P19
第 10	剰余金の使途	P19
第 11	施設・設備に関する計画	P19
第 12	人事に関する計画	P20
第 13	積立金の使途	P20
第 14	その他法人の業務運営に関し必要な事項	P20

＜重点取組事項＞

第1期中期計画で定めた重点事項に基づき、令和4年度年度計画の重点取組事項を以下のとおりとする。

【教育】

教養教育と専門教育、地域協働型教育を教育の柱に据え、「この地に生きる、教養ある職業人（新たな地域の創造に寄与する人材）」を育成する。教育の質を高めるための教学マネジメントについて、全学的に取り組む。引き続き、新設した大学院の教育体制を整備する。

【研究】

地域課題を研究の主題とする大学を目指し、研究者は、様々な地域課題に関係者と地域からのテーマ、資金導入等について協働で取り組み、研究成果を作り出す。このため、「地域づくり総合センター」と、「研究推進室」の機能を統合し、研究者の協働研究を支援する。

また、科学研究費助成事業、各種寄附金、共同研究・受託研究収入など、公的競争的外部資金の獲得のために研究支援体制を整備するとともに、組織体制の見直しによる教員の負担軽減策など、研究環境の改善を行う。

【地域貢献】

地域と協働し、安心して暮らし続けられる「まちづくり」を促進するため、地域の産業振興と持続的発展に寄与できる「ひとづくり」の実現を目指して改組した「地域づくり総合センター」の機能強化を図り、産学官連携を推進する。

【大学運営の改善】

大学改革の実現に向けた具体的な取組を更に進めるため、引き続き、学部・学科の再編、理工系学部の設置に向けた財政面、学生募集、出口調査の具体化に取り組む。

また、法人の組織体制の充実と強化に取り組むとともに、各規程の改廃、新設を図るなど、各種業務改善に取り組む。

第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 年度計画の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

2 教育研究上の基本組織

年度計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部・学科	社会福祉学部	社会福祉学科
	環境ツーリズム学部	環境ツーリズム学科
	企業情報学部	企業情報学科
大学院	総合福祉学研究科	

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 教育内容の改善

- ① 引き続き、教養教育改革を推進し、本学の教養教育体系を整備する。
- ② 履修系統図の活用による体系的な学びの推進、アクティブラーニングなどの教育手法の実践・共有及びサステナビリティ、Society 5.0、地域共生社会などの現代社会の課題に応じたテーマ設定などを通じて、専門教育の充実を図る。
- ③ ポストコロナにおける地域協働教育手法の検討及び実践の蓄積を図る。

【教職センターの取組】

- ① 引き続き、上小地域を中心とした学校ボランティア活動を筆頭に協働活動として行っている授業研修に重きを置く地域密着型（特に上田市教育委員会との連携）のセンター運用を展開する。
- ② 上記を活用した教育実習を展開し、教員採用試験現役合格者に結びつける支援を行う。

(ア) 教養教育

全学部において必修科目として設定されている初年次ゼミナールを出発点として、多面的・総合的な視点で考えるべき地域の問題や課題に対し、コロナ禍においてもICT機器を活用するなどして地域住民との連携・協働を通して、関係当事者間で共に議論する「対話的討論」を行い、直面する地域課題を自ら発見し、考え、判断し、明晰に言語表現できる能力を4年間通じて養成する。

また、本学における教養教育の理念を実現するため5系列（「論理と思考」「地域と世界」「歴史と未来」「身体と感性」「外国語」）の科目群で再編成した全学共通の「教養教育」について、その成果と課題を踏まえて改善を継続する。

【大学教育の充実と整備】

- ① 引き続きオンライン授業の必要性が継続することを前提として、教育実践交流広場等でオンライン授業の成果と課題を継続的に検証しながら、教養教育の質的改善と質保証を実践する。
- ② 初年次ゼミナールの取組等を通して、学生自らの関心・意欲を喚起するとともに、教養教育の目標に掲げる知識、理解力、思考及び判断力を身につけた人材を育成する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外留学は困難な状況にあるが、海外留学希望者への「リモート海外留学」体験など、日常的に学生が英会話に触れる機会を設ける。
- ④ TOEICや中国語検定HSKなど、外部検定試験の高スコア取得者には本学の資格取得奨学金制度により奨励し、学生の語学レベルのアップを図る。
- ⑤ 外国語教育のカリキュラム改革について、教育実践交流広場等の全学的な議論の場にて課題の洗い出しと改善の方途について検討する。

(イ) 専門教育

各学部が設定したディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づく教育を実施するため、各教員は担当科目における各ポリシーとの整合性を意識してシラバスで示し、授業を展開する。

また、各授業の初回ガイダンス時に、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーとの関連性や位置づけを学生に説明する機会を設け、教育意図の共有を図る。

【総合福祉学研究科の教育目標】

- ① 大学院の開設2年目にあたり、博士前期課程・修士課程は完成年度を迎えることから、前年度の計画を継続し、「地域課題を主題とする研究の深化」と、「研究成果の教育への反映と地域活動への還元」を基に大学院生の教育にあたり、必要な授業運営体制（授業内容の充実等）を整備し、大学院カリキュラムの向上に努める。更に、各学期に「授業アンケート」を実施し、その結果の検証を行うことにより、大学院カリキュラム全体の向上に繋げる。
- ② 大学院社会福祉学専攻の科目において、令和5年度より認定社会福祉士研修科目の開講を計画し、令和4年度中に研修認証申請を行う。
- ③ 「地域共生福祉研究所」による諸研究に取り組み、自治体・企業・団体等との共同研究、地域共生福祉に関する研究会やシンポジウム等の開催、研究論集の発行等を行う。

【社会福祉学部教育目標】

- ① 社会福祉専門職養成において、ミクロ（個人、家族）・メゾ（組織、施設）・マクロ（制度、政策）レベルの専門知識及び技術力を身につける科目配置に関し、基本的な考えを踏襲しながら、令和3年度入学者から適用になった新カリキュラムと令和2年度以前の入学者が適用となっている旧カリキュラムについて、各学生の履修を考慮しながら、整理・調整を踏まえた、授業展開を行う。特に実習の扱いが新カリキュラムになって、大きな変更がなされたので、丁寧な連携・調整を行う。
- ② 教員養成において、学外の教育関連組織・施設等とのさらなる連携・協働を推進する。具体的には、サービス・ラーニングや学習支援ボランティアを充実させて教育現場や教育行政の実際について体験する機会を増やす。また、教育実習報告会や教職実践演習等において、外部講師を招いて授業を展開することで、教育実践の現場にある実践上の課題について考える機会を増やす。
- ③ 心理専門職養成において、講義・演習・実習にかかる重層的な学びを充実させる。また、卒業論文執筆や大学院進学等を念頭に研究法の充実を図る。
- ④ 大学院への内部進学希望者を増やす広報等の取組を行う。

【環境ツーリズム学部教育目標】

- ① 「課題探求ゼミナール」（1年次）、「専門ゼミナール」（2年次～4年次）を中心に、地域社会につながった体験型の学びを展開することにより、地域社会の伝統、文化、自然環境、観光、ビジネスに関する知識を身につけ、持続可能な地域社会の発展に寄与できる人材を育成する。特に地域協働型教育を重視し、地域の多様な関係者との協働による教育活動を行う。
- ② 体験による知識と文献による知識を融合し得る能力、他者とのコミュニケーションと相互理解を通して自己を高める能力を醸成するため、専門ゼミナールに加え、地域調査演習や観光まちづくり演習、自然調査演習を開講する。また、分野横断型のプロジェクトとして「森・川・里の恵みクリエイター養成講座」を、生態学系、経済学系、地域系、観光系の各教員の協力によって進める。

【企業情報学部教育目標】

- ① ゼミナール科目の「課題発見ゼミナール」（1年次）、「プロジェクト研究」（2年次～4年次）を中心に、地域社会や企業における実際の課題をテーマに設定し、問題解決に取り組む「プロジェクト型学習」を推進することにより、社会や企業に必要とされる

問題解決能力やビジネスシーンに必要な専門知識、発想力、コミュニケーション力を養成する。

- ② 学生自身が地域社会や企業の課題を特定し、関係する企業や団体、住民などと協働しながらそれらの課題・問題の解決方法（商品・サービス・仕組み・情報発信・ソフトウェア・デザイン）を探究・研究したり、これらの成果を関係者に発表・発信することにより、「地域社会や企業に必要とされる問題解決人」を養成する。また、「プロジェクト型学習」を支える講義科目として、教養教育と専門教育をバランスよく学生に受講してもらうことにより、専門知識だけではなく幅広い能力・姿勢・態度の習得を目指す。

（ウ）地域協働型教育

学生及び教職員の健康と安全を前提に新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、コロナ禍において蓄積した教育方法を活かしながら、フィールドワークやプロジェクト型学習など、各ゼミナール活動を推進する。

また、引き続き教員、学生を中心に小中高との協働による地域貢献活動を展開する。

【まちなかキャンパスでの協働の取組】

上田市が設置した「まちなかキャンパスうえだ」を運営し、地域住民や企業、行政、NPO等との協働による教育を展開することにより、学生に地域課題を発見し解決する力を習得させる。

イ 授業内容の改善

（ア）FD活動の促進

- ① 教育実践交流広場、授業アンケート、授業改善検討会など、これまで蓄積してきたFD活動の成果を踏まえ、授業改善のPDCAマネジメント手法を再確認し、授業計画（シラバス）に反映させる。
- ② 教職員を対象にFD研修会を開催する。

（イ）授業評価アンケートによる改善

これまでの実績を踏まえ、授業アンケートの結果による授業改善方針をシラバスに明記し実施するなどのPDCAサイクルの確立を図る。

また、より授業改善に資するため、選択式回答の設問も含めたアンケートに更新する。

（ウ）成績評価システム、及び履修体系の整備

【履修系統図、ナンバリングの導入】

各学部のカリキュラムポリシーやディプロマポリシーを反映した、コースやクラスター別の履修系統図を見直し、学生がより理解しやすくする。

（２）教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 教員の採用と評価の実施

（ア）教員の採用

理工系学部の設置、既存３学部の再編案を踏まえた全学の長期の教員採用計画に基づき、計画的に教員を採用する。

（イ）教員の評価

全専任教員を対象とした令和３年度の教員業績評価を実施する。実施後は課題の洗い出しを行い、必要に応じて基準を見直すなど、制度の実効性の向上を図る。

各教員は前年度の評価結果を踏まえた改善活動に取り組み、PDCAサイクルによる教育研究活動の向上を図る。また、評価結果をインセンティブに反映させるため、高い評価を得た教

員には、学長表彰により表彰し、研究費を支給する。

(ウ) 教員の資質向上

- ① 研究業績を積み上げるため、各教員は、令和3年度の研究成果評価を踏まえて、令和4年度の研究計画書の作成・提出を行う。自己評価の結果は、次年度の研究計画書に反映させ、PDCAサイクルによる研究面の資質向上に取り組む。
- ② 研究者同士の積極的な意見交換と情報共有による研究活動の活性化を促進するため、研究交流広場を年間3回開催する。また、学内外で活躍している研究者を講師に迎えた学内研究会を開催し、研究者同士の積極的な交流を進める。
- ③ FD活動の一環として、教育実践交流広場を開催し、優れた教育実践について教員が相互研鑽する。特に、「ポストコロナの教育実践」や「教学マネジメント推進」を見据えたテーマ設定とする。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、市民向けに一部授業を開放する。

イ 教育環境の整備

(ア) スチューデントアシスタント制度の充実

授業形態(対面またはオンライン)やSAの採用方法(公募または教員推薦)などを工夫し効果的なSAの配置を行う。令和3年度に制定した「長野大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき、大学院生によるTA制度の運用を開始する。

(イ) カリキュラムの見直し

高校訪問等において、入試情報だけでなく、第2期中期目標期間の中期計画策定に向けた教育内容の見直し等の参考に資する情報を、専用のフォーマットを作成し積極的に聞き取る。

(ウ) キャンパスミーティングの実施

キャンパスミーティングを前後期に各1回、計2回実施する。これまでに構築した対話プロセスを踏襲かつ点検し、学生との対話を実りあるものとする。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学生生活支援

(ア) 心身の健康保持支援

引き続き、学生相談室と保健室の連携強化を実施する。学生の健康意識向上のために学生の健康診断受診率を一定レベル確保し、かつ、受診結果に基づく個別対応の充実を図る。

また、前年度の実績や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて「身体とこころの健康チェック」の内容を見直し、学生の心身両面の状況を把握し、適切な支援を行う。

(イ) 学修支援

総合型選抜入試の入学予定者に対して入学前学習を実施する。また、新入生のスタートアップ支援を目的としたオリエンテーションを先輩学生の協力を得ながら実施する。学生の個別支援については、各学部で実施する学生支援検討会で学生個別の情報を共有し、個別支援につなげる。

また、引き続き図書館の充実を図るとともに、学生、教職員からの意見を集約しながら図書館の利便性を高める。図書の充実については授業等に関連のある図書を積極的に購入する。データベースの利用向上については、学生が調査、研究、学習において必要な情報を効率良く取得するために利用者教育を実施し利用推進を図る。更に、学生が図書館を活用し自主的に学べる環境整備に取り組むとともに、学外からも本学のデータベースを利用できるシステムを導入し図書館機能のデジタル化を進める。

（ウ）課外活動支援

サークルの活発かつ健全な活動のため、支援制度や規則の周知等を行う。夢チャレンジ制度についても引き続き実施し、多くの応募者を募れるよう工夫を重ねる。

また、学生に対する表彰制度（課外活動表彰、学長表彰）により学生の課外活動の活性化と奨励を進める。

（エ）学生・卒業生アンケートの実施

学生からの意見・要望を汲み上げるため、キャンパスミーティングや卒業生からの意見聴取、学生の生活状況調査を行い、これらの結果を検証し、教育環境や学生支援等の在り方を改善する。

（オ）学生への情報伝達体制の整備・構築

学務システムのリプレイスによりスマートフォンの機能を活用できるポータルサイトを導入し、学生が情報を得やすい伝達環境を整備し運用する。また、災害発生時の学生の行動指針として新入生に向けて災害対応マニュアルを作成、配布する。なお、新型コロナウイルス感染症対策等の連絡は、危機管理の視点で状況に応じて適宜行う。

（カ）学生支援の充実による退学率の減少

各学部で学生支援検討会を実施し、個別の学生支援につなげるとともに、学生の状況次第で学生相談室等も関わり、包括的な支援を行う。

また、学生相談室と保健室が協働し、学生の心身両面の状況の早期把握に努める。

【学生の計画的学習】

- ① GPA制度を活用し、学期末において当該年度のGPAが1.5未満、かつ累計GPAが1.5未満である学生の情報を各学部の学生支援検討会に開示したうえで、アドバイザー教員により必要に応じた学生生活指導又は履修指導を行う。
- ② 計画的な履修・修得を促すために、履修制限単位数の設定（CAP制）を運用する。
- ③ GPAに応じた履修上限単位数を設定しGPAが2.0未満の学生は履修追加を認めないなど、学生の計画的な履修と確実な単位修得を促す。

【主体的な学習の実施】

- ① 初年次ゼミ、専門ゼミ、プロジェクト研究、実習、インターンシップ等の演習系科目を特に活用して、アクティブラーニング、PBLの導入や地域協働型教育の実践に取り組む。
- ② 教育実践交流広場や各学部による授業改善検討会等において、これらの演習系科目における主体的学びの効果的な推進のあり方について共有を図る。

イ 経済的支援

「高等教育の修学支援新制度」について、学生納付金の納入案内や奨学金に係るガイダンスの開催等によって学生に漏れなく周知を図り、趣旨に沿って制度が有効活用されるよう支援する。

また、学修意欲の高い学生の活動支援の充実のため、引き続き特待生制度を実施する。

ウ 障がいのある学生支援

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で定められている合理的配慮や、障がいのある学生の多様なニーズに対応するため、学生及び教職員に向けた研修会や懇談会を開催し、学生ニーズの把握や支援体制・環境の充実、教職員意識の向上を図る。

「障がいのある学生との懇談会」は引き続き聴覚障がいのある学生が多い現状を踏まえ、適

切な形で実施する。

エ 就職支援

（ア）就職指導体制の整備

学生面談等により、学生全体の傾向を把握し、学生の現状に即したガイダンス内容等を計画、提供する。

あわせて、必要に応じて個別に就職支援を行い、就職決定率及び卒業生に対する就職者・進学者の割合等の目標を達成する。

【課題解決型プロジェクトの推進】

企業、自治体、団体、住民と連携した各教員の取組の推進により、課題解決型のプロジェクトを継続する。また、学生が業界や企業を理解し、社会で活躍するために必要な能力を知る機会とする。

専門ゼミナールやプロジェクト研究等による地域協働学習と、キャリア形成の関係について、4センター会議や教育実践交流広場等で効果や課題を検証し、就職指導に活かす。

【キャリアガイダンス及び資格取得講座等の実施】

- ① 引き続き、職業観養成科目「福祉の仕事」「キャリアデザイン論」「職業選択と生き方」「若者と労働」や、低学年を対象としたキャリアガイダンスを通じて、学生の職業観の醸成を図る。
- ② また、低学年のキャリアガイダンスは、学生生活への前向きな意識を高め、挑戦などの経験を通して自己理解を深めることの大切さと、卒業後の進路を考えるきっかけづくりとする。3年生では自立的な就職活動を行えるよう支援する。
- ③ 引き続き、公務員特別講座を開講し、資格取得を支援する。
- ④ 今後の資格講座にむけて、オンラインキャリア講座に切り替えた効果を検証する。

【インターンシップの充実】

- ① 正課インターンシップにおいては、引き続き、企業との連携を深めながら学生が自ら働く意味を考える契機となるような機会を提供する。企業等との協定に関しても、さらに3件増やし16件とする。
- ② 学年を問わず参加できる長野県の「信州産学官連携インターンシップ制度」について、長野県担当者による説明の機会を設け、地元企業によるインターンシップの充実を図る。

【履修支援の整備】

- ① 学生が自身の成績を把握し、将来を意識して、目標を持って学びや生活ができるようにするためにGPA制度を活用し、ガイダンスや個別面談で学生へ意識づけを行う。
- ② 3年生の単位取得状況を確認し、必要に応じて面談を行ったり、教育支援に繋ぐなど個別の履修支援を行う。
- ③ ゼミ担当教員やアドバイザーと情報を共有し、学生が相談しやすい環境を整える。

【きめ細かな就職支援の実施】

- ① キャリアガイダンスの目的を対象学年ごとに設定するとともに学生に明確に示し、目標を持って段階的に就職活動を進められるよう支援する。
- ② 学部1,2学年のキャリアガイダンスは学生が大学の学びと学生生活の重要性を意識できる内容とする。また、各学年でやるべきことを示しながら、3年生になったときに無理なく就職活動に入れるよう支援する。
- ③ 必要に応じて学生の特性に合わせた細やかな支援を行う。

【企業説明会等の開催】

- ① 学生が仕事の理解を深めるとともに、県内企業を知る契機として、引き続き、業界・仕事研究セミナーを開催する。
- ② 長野県中小企業団体中央会と連携し、若手社員との懇談会等、学生にとって企業理解に繋がる行事を開催する。
- ③ 個別企業説明会やインターンシップ説明会などを開催する。

【大学院進学支援】

- ① アドバイザー教員による進学指導を継続する。
- ② 大学院合格者報告会を実施し、早期から進学準備ができるよう情報提供する。
- ③ 本学の大学院を目指す学生へ情報を提供する。

【相談支援の充実】

- ① キャリア担当職員とアドバイザー教員が相互に連携し、就職決定まで定期的に学生の状況を共有・把握する。
- ② 公務員試験等の各種資格・採用試験の合格率を高めるため、各資格等を志望する学生の面接カードの添削や面接練習にこれまで以上に重点的に取り組む。

(イ) 企業・組織との連携強化による地域人材の育成と輩出

【地域が求める人材の育成に向けた取組】

- ① 業界・仕事研究セミナーや企業説明会を継続して実施する。
- ② 地元企業及び事業所の来訪や訪問の際に、情報交換を行う。
- ③ 企業の求める人材を確認し、求人情報を学生へ提供する。
- ④ 業界・仕事研究セミナーや企業説明会への参加企業・組織を対象に、これらの企業等が求める人材像に関するアンケート調査を継続的に行い、その結果を学内で共有しながら、4センター会議や教育実践交流広場等において教養教育の改革の妥当性や、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーとの整合について検証する。

【地域と連携した学生育成】

- ① 社会人と共にプロジェクトにかかわることで、職業観や勤労観の養成や、職業人として必要な能力・姿勢等の修得を支援する。
- ② 業界・仕事研究セミナーは、学生の視野が広がる好機となることから、主に地元の企業や団体に参加を依頼するとともに、より多くの学生の参加を促し、地元就職者を増やす。

【学生への地元企業の魅力伝達】

- ① 企業等が来学した際や企業訪問の際に、企業の求める人材像等を確認し、キャリアガイダンス、個人面談、就活ゼミナール等で学生に情報を提供する。
- ② 地元商工・経済団体等と協力し、イベント情報の提供や参加の促進を行う。

(ウ) 企業・組織等アンケートの実施

- ① 企業等への卒業生の在籍（定着）状況を確認するために、調査を実施する。
- ② 就職支援に活かすために企業等の卒業生に対する評価や学生に求める能力等についても併せて調査する。

学生支援に関する指標

ア 就職決定率（就職者数÷就職希望者数×100）：95%以上

イ 卒業生に対する就職者・進学者の割合（（就職者数+進学者数）÷卒業生数×100）：

88.8%以上（公立大学同系統の数値）

＜参考＞公立大学同系統の「卒業生に対する就職者の割合」は、88.8%（出典：大学の真の実力情報公開BOOK 2016）

ウ その他、学生支援に関しては、以下の指標等も設定し、学生支援の方策の有効性を評価する。

毎年度、各指標の結果を分析し、翌年度の年次計画に改善策を盛り込む。

（ア）退学率 平成29年度から令和3年度の平均2.2%を下回る

（イ）長野県内就職率 30%を上回る

（ウ）上田市内就職率 6%を上回る

（エ）定住自立圏域内就職率 8%を上回る

（オ）Iターン率（長野県外出身者が長野県内に就職）30%を上回る

（4）学生の受け入れと入学者選抜に関する目標を達成するための措置

ア 学生の受け入れ

（ア）定員充足、一般選抜の募集人員5倍以上の志願者を確保する。地域特別枠での入学者確保に向けた施策として、大学・入試説明会、模擬面接ワークシート記載説明会、面接ガイダンスを実施する。

（イ）上田地域定住自立圏域内の高校を中心に積極的な広報活動（大学説明、ガイダンス等）を行う。

イ 入学者選抜

（ア）新課程最初の一般選抜（令和7年度の大学入学共通テスト）に向け、受験生に対する必要な周知（2年前ルールに基づく周知）を行うなどの準備を進める。

（イ）入試区分ごとの募集人員配分の検証を行うとともに、学生募集要項において必要な修正を行う。

（ウ）地方入試会場の適切な設定について検討し募集要項に反映させる。また第2期中期目標期間に向けた入試制度を検討し、素案を作成する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準の向上及び研究成果に関する目標を達成するための措置

ア 研究水準の向上

① 長野大学研究助成金制度については、学長裁量で配分できる競争的研究費に位置付け、有効に活用して研究活動の活発化を図るとともに、研究成果を外へ発信する。また、地域連携による受託研究・共同研究を推進する

② 既存学部での教育・研究での活用可能性を広げるため、淡水生物学研究所での研究内容や施設を活かした活動を行う。

イ 研究活動の活性化と研究成果の普及

① 科学研究費助成事業にかかる専門家による勉強会を開催し、希望する教員に対して個別面談、申請書添削の支援を実施し、「科学研究費助成事業」等競争的外部資金の申請数を向上し、新規採択数を7件以上確保する。

② 教員の研究活動や研究成果、論文等を、大学ホームページや紀要等で積極的に情報発信する。また、「長野大学リポジトリ」の内容を精査・更新し、大学ホームページで周知する。

③ 教員業績の管理、発信にかかる課題を整理し、教員業績を把握する。さらに、教員人事評価による学長表彰のインセンティブ制度を実施して、研究活動の活性化を図る。

(2) 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 研究支援体制の強化

引き続き、教員の競争的外部資金新規申請率を向上させるため、科学研究費助成事業にかかる専門家による勉強会を開催し、希望する教員に対しての個別面談、申請書添削等の支援を実施する。

イ 公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づくコンプライアンスの徹底

研究倫理の醸成・維持を図るため、専門家によるコンプライアンス・研究倫理研修会を継続的に開催するとともに、コンプライアンス啓発に関する情報を学内で共有する。また、令和3年度に制定した安全保障輸出管理規程の円滑な運用のための学内周知を徹底し、遵守する。あわせて、不正防止を徹底するため、令和3年度に導入した剽窃ソフトを活用する。

3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

ア 「地域づくり総合センター」の役割の強化と「地域課題の解決システム」の構築

(ア) 地域貢献と研究の結びつきを強化するため、「地域づくり総合センター」と「研究推進室」の機能を統合する。これにより、地域課題に即した教員の研究を促進し、地域貢献活動や外部資金獲得の拠点として整備する。併せて研究活動を一元管理することで学問分野の横断化と成果の集約や見える化を推進する。

また、引き続き地域づくり総合センターの意義や役割を伝える案内書や年報、具体的な取組を紹介する広報紙を発行するとともに、ホームページからの情報発信を充実させる。特に、本学で取り組んでいる地域協働型の活動情報を集約・可視化し、積極的に発信する。

(イ) 地域協働プロジェクトの推進や協定締結団体等との意見交換の場の設置を通して、産学官地域連携推進体制のあり方を検討するとともに、以下の事業を推進する。

- ① 地域課題にかかるプロジェクトとして、「知財活用プロジェクト」、「信州上田学」事業等、現在取り組んでいる事業を継続する。また、当該プロジェクトの基盤となる地域の知の情報を集約・活用する一元的体制とする。
- ② 学生の主体的活動を支援するため、それらの活動情報を集約し、地域づくり総合センターの媒体等を利用して、広く発信する。
- ③ 地域人材育成プログラムとして、「上田市地域づくり人材育成講座」や「上田市日本遺産事業」に協力する。また、地域人材育成を目的とする市民講座プログラムを創造する。
- ④ 地方自治体等からの委員委嘱を通じて、政策提言や計画策定支援を行う。

イ 連続講座・公開講座の充実と「まちなかキャンパスうえだ」の活用

市民サービスの充実を図るため、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、市民講座を開講する。また、地域のニーズや課題に対応した市民講座の内容について検討する。

(2) 地域で活躍する人材育成に関する目標を達成するための措置

「地域人材の循環システム」を構築するために、以下の取組を進める。

ア 「地域を担う若者」の受け入れ

地域特別枠での志願者を増やすために、近隣高校への大学説明、面接ガイダンス等を行う。

イ 「地域で活躍する人材育成」の仕組み

- ① 各学部においては、初年次ゼミナールを必修科目として設定し、「地域協働型教育」の実践や「対話的討論」「文献研究」などを行うことにより、主体的、能動的な学びを習得できる教育を展開する。

- ② 学生が主体的、能動的に学びを進め、今後の進むべき方向性や自らの仕事のありようについて考えるために、アクティブラーニングを取り入れた授業の展開や、各ゼミナールでのプロジェクト、実習、インターンシップを推進する。

ウ 「地域の企業・団体等に送り出す」仕組み

- (ア) 大学・入試説明会、業界・仕事研究セミナー及びインターンシップ報告会等において、地域社会の人材ニーズについての情報を収集し、関係部署、学部間で共有しながら教育活動等の改善に活かす。

(3) 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置

ア 教育機関と大学教育との連携強化

- (ア) 小学校・中学校・高等学校との連携

「信州上田学」事業など、地域づくり総合センターで取り組む地域協働プロジェクトと連携させながら、小中高大連携事業を推進する。

(4) 産学官連携に関する目標を達成するための措置

ア 産業界・地域団体との連携

- (ア) 産業界・地域団体との連携協定に基づいた事業推進を図る。また、連携協定団体等との意見交換を通じて、地域ニーズを把握する。
- (イ) 科学技術振興機構が運営する researchmap の利用情報の更新を徹底し、常に最新の研究者の情報発信を進め、産業界・地域団体等とのネットワーク構築に努める。
- (ウ) 受託研究等を推進するため、ホームページ等を活用して本学の産学官連携ポリシー及び知的財産ポリシー、各教員の研究実績情報を学内外に周知し、大学シーズと地域ニーズのマッチングを図るとともに、信州 TLO などの学外の関係組織との連携を検討するなど、学内の推進体制をさらに、補完・強化する。

イ 地方自治体等との連携

- (ア) 「まちなかキャンパスうえだ」事業や「信州上田学」事業などの上田市との協働事業の実施を通じて連携強化を図るとともに、事業を超えた地域連携分野に広げた協議を継続して実施する。
- (イ) 連携協定団体等との意見交換の場を協議会だけでなく、積極的に来訪したり、専門ゼミナールやプロジェクト研究などの機会を利用して設け、地域ニーズを把握するとともに連携を強化して取り組む。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 海外学術交流協定大学との人材交流

ア 留学生の受け入れ

留学生の就職活動に対しては、初回面談から継続して面談支援・個別相談支援を行うとともに、地元企業の説明会や、留学生の採用に意欲的な企業・団体等について案内する。また、必要に応じて外部団体（AREC）と連携し就職活動をサポートする。

イ 新たな学術交流協定の締結と国際社会で活躍できる人材育成（海外研修・留学の推進）

クライストチャーチ工科大学との協定締結の協議を継続する。また、学生の海外留学促進のためにこれまでの中国語圏への留学相談に加え、専用のブースを設けたうえで英語圏への留学相談も推進する。

(2) 留学生への支援体制の充実

引き続き、留学生が不安なく学生生活を送れるよう、学修環境や出入国、在留資格認定証明

書交付申請等の支援を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 迅速かつ適切な運営体制の構築

- ア 理事長、学長のリーダーシップのもと理事会、学長学部長会議の機能を強化し、ガバナンス改革に取り組む。
- イ 引き続き、学内理事、事務局長による理事長学長ミーティングを定期的に開催し、具体的な政策形成を図る。
- ウ 事業改善・改革に伴い規則等を改廃する際は、担当事務局が原案を作成し、担当が提案する草案を課長・参事会議で精査したうえで各センター・委員会等で協議することを徹底し、職員の当事者意識を徹底する。

(2) 自主的・自立的かつ効率的な運営体制の構築

- ア 学部学科再編を見通した段階的な組織改革の一環として、地域づくり総合センター改革を実施する。
- イ 引き続き、年度テーマに基づいた内部監査を実施するとともに、令和2年度・3年度内部監査において指摘された事項の改善状況を確認する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 学部・学科編成の見直し

令和7年度に理工系学部を設置するため、財政シミュレーションも含めた実現可能な学内構想を具体化し、上田市、上田市議会、長野県等関係者の理解と実現に向けた支援を得る。あわせて、開設に向けた文部科学省への設置認可申請の準備に着手する。

環境ツーリズム学部と企業情報学部の統合学部は、理工系学部設置と同様に関係者の理解を得て、文部科学省へ設置認可申請の準備を進める。社会福祉学部については教育研究内容の見直しや規模の適正化について検討を行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟な人事制度の構築

法的な基準等の課題に取り組み、教員の裁量労働制を導入する。

(2) 教員業績評価制度の構築

教員業績評価を実施するとともに、事務職員の評価制度についても、規程等を整備し制度の運用を開始する。

(3) 職員の資質向上に関する取組

職員研修に関する年度計画を策定し、計画的なSD（スタッフ ディベロップメント）を推進する。また、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、研修会等への派遣（オンラインによる受講）等を行う。

4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- (1) 事務処理や規則等や会議資料のデジタル化を推進し、事務の効率化を図る。
- (2) 事務職員を適切に配置するため、事務業務の見える化に取り組む。
- (3) 課長・参事会議において、若手業務改善ワーキングチームの提言を踏まえた計画を策定し、業務改善を実施する。年度末等には、状況を点検し、必要に応じてさらなる改善を検討し実施する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置

(1) 組織の見直し

ア 学部・学科再編の検討

構想中の理工系学部や環境ツーリズム学部と企業情報学部の統合学部のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー及びカリキュラム編成の方針を具体化する。

イ 適正な入学定員の見直し

環境ツーリズム学部と企業情報学部の統合学部において定員150名（現在両学部で190名）を前提として検討する。また、令和7年度の学部学科再編に向けて、引き続き厳格な定員管理を行う。

(2) 志願者増加と入学定員の確保

ア 学生募集活動

【間接広報の充実】

本学の特徴や学びの内容を広く周知するために、模擬授業や大学紹介、大学院説明会・シンポジウムのリモートによる映像配信を充実させる。

【直接広報の見直し】

状況に応じてリモート等オンラインを利用した間接広報を取り入れながら、可能な限り対面でのオープンキャンパスを開催する。またオンラインによる個別の説明・相談を組織的に行う。

近隣の高校及び高校生への情報提供について、可能な範囲で対面により実施できるよう高校訪問の実施形式や内容を工夫する。

【入試制度の点検】

第2期中期目標期間中においても引き続き安定した志願者を確保するための施策（入試制度の再点検、戦略的広報）を実施する。一般入試中期日程の地方会場については、志願者データや費用対効果等の分析を踏まえ、適正配置となるように検討する。

イ 大学広報

【大学広報】

令和5年度の大学ホームページの全面更新に向け、プロポーザル実施のための仕様書等を作成する。

【地域への情報発信】

大学ホームページや上田地域産業展等を通じて教育研究活動を広く発信する。

また、上田市議会に対して令和4年度の年度計画及び令和3年度の決算について報告するとともに、大学ホームページ等で公表する。あわせて、財務状況をまとめた財務レポートと教育研究活動等の状況をまとめたファクトブックを更新・作成し、大学ホームページ等で公表する。

【シンボルマーク等の策定】

シンボルマークについて、弁理士等の専門家に委託して商標権を登録する。また、「公立大学法人長野大学シンボルマーク等に関する規程」に基づき、シンボルマークの権利を適切に保護・管理するとともに、教職員や学生等がコンプライアンスを遵守しつつ、有効に活用できる体制を整備する。

また、第2期中期計画の策定に合わせて、平成30年4月に策定した「公立大学法人長野大学ビジョン」で掲げるグランドデザインやアクションプランを再確認し、必要に応じて見直しを図る。

2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

学部学科再編に伴う財政見通しも踏まえ、学生納付金の適切な金額設定について、引き続き検討を行う。

また、受益者負担の考え方に基づく実習費等の徴収について、入学志願者への事前周知の実施など、具体的なスケジュールと手続きを策定する。その際、在学生に不利益が生じないよう、学生全体への影響を考慮して段階的な導入を含めて検討する。

- (1) 未来創造基金について、web上でのクレジットカード決済による寄附システムの継続運用や寄附案内リーフレットの充実により積極的に募集広報を行い、寄附の促進を図る。寄附件数を14件以上とする。
- (2) 引き続き、外部資金等の募集情報を積極的に収集し、教員に迅速に提供するなど、申請に当たっての内容の説明や申請書類作成支援を行い、研究支援の体制を強化することにより、科学研究費助成事業のほか各種補助金、各種寄附金、共同研究・受託研究収入など外部資金獲得を図る。
- (3) 学部学科再編に伴い、学部学科毎の入学定員の設定を検討する。

3 経費削減に関する目標を達成するための措置

- (1) 経費削減と学内会議の効率的、効果的な運営を推進するため、会議のペーパーレス化に取り組む。あわせて、事務業務のDX化を推進し業務の改善と効率化を図る。
- (2) 定員管理と人件費の抑制

ア 定員管理

令和10年度までの教員数の定員管理計画に基づく教員採用を確実に進める。

また、事務職員の採用選考は、計画的に早い時期から公募して実施し、多くの応募者から優秀な人材を確保する。

イ 人件費の抑制

人件費の抑制について、設置者と同等の給与体系とするため、労働者等と協議しながら、一部手当等の金額の引き下げ等を行う。

4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 安全かつ効果的な資産の運用

施設・設備・備品及び金融資産について、実態を把握・分析し、安全かつ効果的な運用管理を行う。

(2) 地域への施設開放

コロナ禍の収束状況に応じて、グラウンドなどの体育施設から段階的に施設を開放する。感染防止が徹底され安全が確認できる場合に限り、屋内施設についても開放する。

第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

(1) 学内における自己点検・評価体制の整備

中期計画及び年度計画推進委員会を毎月定例的に開催し、法人全体の業務の自己点検活動を行い、改善・改革に取り組む。

また、教学面は自己点検・評価委員会を毎月定例的に開催し、教育研究活動等の課題整理及び改善・改革に取り組む。主な実施計画は一般財団法人大学教育質保証・評価センターによる大学機関別認証評価の受審への対応とし、評価機関の評価等を踏まえて次年度の自己点検・評

価の対象事項及び実施計画に反映する。

なお、中期計画及び年度計画推進委員会と自己点検・評価委員会は緊密に連携して法人全体の自己点検・評価活動に取り組む。

(2) 外部評価の活用

第1期中期目標を達成するため、上田市公立大学法人評価委員会による業務実績評価結果及び上田市議会からの指摘等を踏まえ、進捗が不十分な項目について、中期計画及び年度計画推進委員会で重点的に方策を検討しながら実施する。また、第2期中期計画は、外部評価と自己点検結果を踏まえて中期計画及び年度計画推進委員会で統括して策定する。

(3) 自己点検・評価の公表

年度計画、業務実績報告書及び評価委員会による評価結果はホームページで公表する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

財務レポート及びファクトブックについて、最新の情報を反映した更新版を作成し、大学ホームページ等で公表する。

また、「公立大学法人長野大学情報システム運用基本規程」及び関係規程に基づき、適正な情報公開を行う。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 社会的責任に関する目標を達成するための措置

引き続き、コンプライアンス啓発と不正が生じない組織体制づくりのための研修を実施する。

2 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

(1) 「インフラ長寿命化行動計画」を基にした、既存施設の改築・長寿命化改修に加え、新学部棟建設計画を踏まえた実施時期等の総合的な検討の上に、優先順位を付して施設整備を実施する。

(2) 「基本計画策定・CM業務一括」及び「DB（基本実施設計・施工一括）」（総合評価落札方式）による校舎建設計画を具体化し、並行して「1号館等校舎解体工事」に着手し、令和7年度の理工系学部の開設を目指す。

(3) 学内の情報システム等を適切に運用するために、以下の事業を実施する。

① 「公立大学法人長野大学情報システム運用基本方針」及び関係規程に基づいて情報システムを運用する。

② 新たな学務システムや学内ネットワークに基づいた利用者の支援体制を構築する。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 「公立大学法人長野大学における業務継続計画書」（Business Continuity Plan）を制定、公表する。

(2) 衛生管理者による職場環境視察を定期的に行い廊下の物品放置を改善する。また、安全衛生管理に関する研修会を開催する。

(3) 令和3年個人情報保護法改正（令和4年4月1日施行）を徹底する。

(4) 関係規程等にもとづき、ハラスメントの相談から処分の決定に至るまでのプロセスを全学で共有し、防止対策の啓発を図る。

(5) 教職員を対象にメンタルヘルスケアに関する動画をオンデマンドで配信し、教職員がセルフケアに関する知識を習得できる環境をつくる。

4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

引き続き、省エネルギー、省資源化に取り組む。

第7 予算

1 予算（令和4年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2 7 6
自己収入	1, 0 4 5
授業料等及び入学検定料収入	1, 0 1 8
雑収入	2 7
受託研究等収入	6 9
寄附金収入	8
補助金収入	1 3 1
基金取崩	1 5
目的積立金取崩	0
合 計	1, 5 4 4
支出	
業務費	1, 3 6 2
教育研究経費	2 7 2
人件費	9 7 4
一般管理費	1 1 6
施設・設備整備費	1 0 3
受託研究費等	6 9
基金積立	1 0
運営調整積立金	0
予備費	0
合 計	1, 5 4 4

【各費目の積算にあたっての基本的な考え方】

（1）運営費交付金

大学を設置し管理するための経費として、上田市の普通交付税の算定額・見通額による。ただし各事業年度の運営費交付金の額は上田市の予算編成過程において、予算計上される。

（2）授業料等及び入学検定料収入

授業料については、年度当初学生数を1,458名とし、退学・除籍、休学、授業料減免等による減額を考慮して積算し、入学金については378名（圏域20%、圏域外80%）、入学検定料については1,839名で積算した。

(3) 雑収入

キャリア特別コース受講料、大学入学共通テスト実施手数料、間接経費、資産運用収入等を積算した。

(4) 受託研究等収入及び寄附金収入

水産資源調査・評価推進研究JV構成員分、上田市まちなかキャンパス委託等の受託事業、共同研究収入及び長野大学未来創造基金等への寄附金を積算した。

(5) 補助金収入

高等教育の修学支援新制度等に係る補助金及び文部科学省の「地域活性化高度人材育成事業(SPARC)」に係る補助金を積算した。

(6) 基金取崩

長野大学未来創造基金等の取崩額を積算した。

(7) 目的積立金取崩

今年度の予算では見込まない。

(8) 教育研究経費及び一般管理費

各業務経費について、年度計画により積算した。重点経費として理工系学部設置と既存学部再編に係る経費を積算した。

(9) 人件費

定期昇給分等考慮して積算した。

(10) 施設設備整備費

計画に基づき施設設備整備費を積算した。

(11) 基金積立

雑収入と寄附金収入のうち、長野大学未来創造基金等への積立を積算した。

(12) 運営調整積立金

上田市からの経営努力認定を積み立てる。

2 収支計画（令和4年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	1, 4 9 3
業務費	1, 3 1 6
教育研究経費	2 7 3
受託事業研究費等	6 9
人件費	9 7 5
一般管理費	1 1 6
減価償却費（出資された建物・図書除く）	6 1
予備費	0
収益の部	
経常収益	1, 4 9 3
運営費交付金収益	2 7 6
授業料収益	7 8 3
入学金収益	1 4 9
検定料収益	3 2
受託研究等収益	7 3
寄附金収益	7
補助金等収益	1 0 6
財務収益	0
雑益	1 9
資産見返戻入	4 8
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（令和4年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	1, 5 2 9
業務活動による支出	1, 4 1 2
投資活動による支出	8 9
財務活動による支出	1 4
次年度への繰越金	1 4
資金収入	1, 5 2 9
業務活動による収入	1, 5 2 5
運営費交付金による収入	2 7 6
授業料等及び入学検定料による収入	1, 0 1 8
受託研究等による収入	7 3
寄附金による収入	8
補助金による収入	1 3 1
その他の収入	1 9
投資活動による収入	4
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	0

第8 短期借入金の限度額

1 限度額

2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第9 重要財産の処分（譲渡・担保提供）計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、上田市から経営努力認定を受け教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てるために積み立てる。

第11 施設・設備に関する計画

中長期的な施設設備計画のキャンパスマスタープランに基づき、計画的な施設整備を具体化する。

第 1 2 人事に関する計画

人件費の抑制を念頭に置き、中長期的な教職員の定数管理計画を策定し、その実現に向けた取組を行う。

第 1 3 積立金の使途

教育研究等の向上に必要な事業へ充当する。

第 1 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし